

令和6年8月教育委員会定例会事項書

令和6年8月8日（木） 午後1時30分から
教育委員会室

1 開 会

2 会議録署名委員について

3 議 事

- (1) 【議案第2145号】令和7年度使用中学校用教科用図書の採択について (教育指導課)
- (2) 【議案第2146号】令和6年度鈴鹿市教育費第2号補正予算案について (関係各課)
- (3) 【議案第2147号】鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について (学校教育課)

4 報告事項

- (1) 学校再編準備委員会の進捗状況について (教育政策課)
- (2) 令和8年度以降の休日の学校部活動の在り方について (教育指導課)
- (3) 令和6年度鈴鹿市立幼稚園の修了証書授与式及び鈴鹿市立小中学校の卒業証書授与式
について (教育指導課)
- (4) 鈴鹿市子ども条例（仮称）の制定について (子ども政策課)

5 その他

- (1) 令和6年9月教育委員会定例会の開催について (教育総務課)

8月教育委員会 定例会席表

教育長 (廣田 隆延)					
教育委員 (服部 直美)				(会議録署名者) 教育委員 (松蔦 康博)	
教育委員 (下古谷 博司)				教育委員 (笠井 智佳)	
子ども政策課長 (長尾 哲)	学校教育課長 (藤見 忠)	参事 (西村 佳代子)	教育次長 (伊川 歩)	参事兼 教育総務課長 (鈴木 明)	参事兼 教育政策課長 (白木 敏弘)
		教育指導課長 (上田 由実子)	教育支援課長 (鈴木 康仁)	書記 (木葉 健介)	書記 (久住 孝大)
傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席

(傍聴人:定員は10人)

令和6年8月 教育委員会 定例会

議 案

(第2145号～第2147号)

令和6年8月8日

鈴鹿市教育委員会

議案第 2 1 4 5 号

令和 7 年度使用中学校用教科用図書の採択について
令和 7 年度使用中学校用教科用図書を次のように採択する。

令和 6 年 8 月 8 日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

令和 7 年度使用中学校用教科用図書
(別 紙)

提案理由

令和 7 年度使用中学校用教科用図書を採択するについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出する。

令和7年度使用中学校用教科用図書を下記のとおり採択する。

記

(中学校用教科用図書)

国語	光村図書出版 「国語」
書写	光村図書出版 「中学書写」
社会（地理的分野）	帝国書院 「社会科 中学生の地理」
社会（歴史的分野）	東京書籍 「新編 新しい社会 歴史」
社会（公民的分野）	東京書籍 「新編 新しい社会 公民」
地図	帝国書院 「中学校社会科地図」
数学	新興出版社啓林館 「未来へひろがる数学」
理科	新興出版社啓林館 「未来へひろがるサイエンス」
音楽（一般）	教育芸術社 「中学生の音楽」
音楽（器楽）	教育芸術社 「中学生の器楽」
美術	光村図書出版 「美術」
保健体育	Gakken 「新・中学保健体育」
技術家庭（技術）	東京書籍 「新編 新しい技術・家庭 技術分野 未来を創る Technology」
技術家庭（家庭）	東京書籍 「新編 新しい技術・家庭 家庭分野 自立と共生を目指して」
英語	東京書籍 「NEW HORIZON English Course」
道徳	日本文教出版 「中学道徳 あすを生きる」

議案第 2 1 4 6 号

令和 6 年度鈴鹿市教育費第 2 号補正予算案について
議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり了承する。

令和 6 年 8 月 8 日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

令和 6 年度鈴鹿市教育費第 2 号補正予算案
(別 紙)

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき市長から意見を求められた令和 6 年度鈴鹿市教育費第 2 号補正予算案について、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出する。

令和6年度鈴鹿市教育費第2号補正予算案

1 教育費補正額 (単位：千円)

補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳			
8,469,482	142,643	8,612,125	国・県支出金	地方債	その他	一般財源
			2,257		10,532	129,854

2 教育費補正額内訳 (単位：千円)

項	補正額	目	補正額内訳	摘要	
教育総務費	536	教育振興費	536	学校支援チーム事業費	536
小学校費	29,412	学校管理費	29,412	施設管理費／維持修繕費	29,412
保健体育費	112,695	学校給食費	112,695	学校給食費管理費／食材調達費	112,695
計	142,643	計	142,643		142,643

議案第 2 1 4 7 号

鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について
議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり了承する。

令和 6 年 8 月 8 日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例
(別 紙)

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき市長から意見を求められた鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例案について、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例（昭和 3 9 年鈴鹿市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(名称及び位置)			(名称及び位置)		
第 2 条 小学校及び中学校の名称及び位置は、次のとおりとする。			第 2 条 小学校及び中学校の名称及び位置は、次のとおりとする。		
種別	名称	位置	種別	名称	位置
小学校	略	略	小学校	略	略
	鈴鹿市立神戸小学校	略		鈴鹿市立神戸小学校	略
				<u>鈴鹿市立合川小学校</u>	<u>鈴鹿市三宅町3694番地の 2</u>
				<u>鈴鹿市立天名小学校</u>	<u>鈴鹿市御園町2500番地</u>
	略	略		略	略
	<u>(仮称) 鈴鹿市立新たな小学校</u>	鈴鹿市郡山町710番地の 6		<u>鈴鹿市立郡山小学校</u>	鈴鹿市郡山町710番地の 6
	略	略		略	略
略	略	略	略	略	略

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和6年8月 教育委員会 定例会

報 告 事 項

令和6年8月8日

鈴鹿市教育委員会

学校再編準備委員会の進捗状況について

1 各部会の進捗状況

各専門部会の開催状況は下記のとおりです。

また、専門部会での検討結果を踏まえ、各専門部会間での情報共有や意見聴取を目的に、7月24日（水）に第1回代表者会議を開催しました。

（1）総務部会

第1回【令和6年5月16日（木）】

◎校名の選定方法について

- ・「新たな小学校」の校名の選定方法を確認。
- ・保護者や地域住民の意見を広く聞くことが可能な公募とする。

【主な意見】

- ・子どもの意見も取り入れてほしい。
- ・令和14年度の義務教育学校の開校も見据えた校名を検討してほしい。
- ・学校再編計画は天栄中学校区全体の計画であることから、栄小学校、天栄中学校も募集対象範囲に含めるべきである。

第2回【令和6年7月11日（木）】

◎校名の公募について

- ・前回の意見を踏まえ、事務局が作成した校名募集用紙等の素案を確認。
- ・表現方法や応募条件等の修正を行い、次回の部会で内容の最終確認を行う予定。

【主な意見】

- ・未就学児の保護者への周知をするべき。
- ・義務教育学校を見据えた校名を募集することを募集用紙に表現したほうが良い。

《代表者会議での主な意見》

- ・義務教育学校の校名は、また応募となるのか。
→（事務局）栄小学校、天栄中学校の関係者も含めて検討することになると考えている。
- ・令和14年度の義務教育学校を見据えるのであれば、栄小学校も募集対象に含めるべきではないか。
→（事務局）義務教育学校を設置する際は、新たに準備委員会を立ち上げ、検討していく。新たな小学校の校名については、義務教育学校の校名候補となることも踏まえ、天栄中学校区を対象区域としている。

- ・児童生徒が最終的に校名を決定するのか。
- （事務局）総務部会において、公募で集まった校名案を数点に絞り、児童生徒に投票してもらった後、再度、総務部会で校名候補を確認する。

（２）ＰＴＡ部会

第１回【令和６年６月２７日（木）】

◎ＰＴＡ組織体制や活動内容について

- ・検討項目を確認。
- ・各校のＰＴＡ活動の洗い出しを行い、情報共有及び意見交換。
- ・一度持ち帰って、各校ＰＴＡで組織、取組等を整理。

【主な意見】

- ・各ＰＴＡの組織体制や活動について、３校共通する組織や活動はあり、必要な組織、活動の整理は必要。
- ・各ＰＴＡにおいて、繰越金、積立金の処分についての検討が必要。新ＰＴＡ設立時の繰越金は必要。
- ・各ＰＴＡで、まず、組織体制、活動について何を残していくか、お金をどう使っていくか整理を行う。

◎体操服等の学用品について

- ・検討項目及び学用品に関する考え方を確認。
- ・各校の体操服等の現状を確認。
- ・一度持ち帰って、各校ＰＴＡで意見があるかを整理。

【主な意見】

- ・現状、３校は同色の体操服を着用しており、特にデザインや購入先を指定しなくてもよいのではないか。
- ・新しく指定品を購入するとなると保護者の負担にもなり、学校の先生の負担が増えないのであれば、統一しなくてもよいのではないか。
- ・体操服等よりも実際に授業で使用する教具は前もって揃えていく必要がある。

《代表者会議での主な意見》

- ・３校のＰＴＡ役員が複数集まる機会を設けることはできないか。
- （事務局）各ＰＴＡの役員が集まって協議する機会が必要と考えており、各学校と相談しながら検討したい。

（３）通学・安全部会

第１回【令和６年５月１３日（月）】

◎スクールバス導入に向けた検討について

- ・現状（通学距離・スクールバスに係るアンケート結果）を確認。
- ・運行シミュレーション結果を確認。
- ・スクールバス導入に関する市全体としての統一基準の設定が必要。
- ・個別の地域事情を踏まえた調整が必要。

【主な意見】

- ・スクールバスは地域事情もあるため、全員が乗れるようにしてほしい。
- ・スクールバスについては、危険箇所の把握に加え、通学距離だけで判断すると、同一町内でも利用できる児童とそうでない児童が出てくる等、様々な視点から検討が必要なのではないか。

第2回【令和6年7月8日（月）】

◎鈴鹿市スクールバス運行基準について

- ・前回の意見を踏まえ、事務局が作成した鈴鹿市スクールバス運行基準を確認。

【利用対象者】

- 学校再編に伴い、通学先が変更となる地域の児童
- 自宅から新たな通学先までの通学距離が、2 km 以上の児童
- ※2 km 未満の場合でも、地域の事情により配慮が必要と考えられる場合には、教育委員会が指定する乗降場所を利用することを条件に利用可能。

【運行本数】

- 登校時 1 便
- 下校時 2 便（全校児童が同じ下校時刻となる場合等は1 便）

【乗降場所の条件】

- 待機中や乗降時の児童の安全性を確保できること。
- スクールバスが駐停車しても、他の走行車両や歩行者に影響を与えない十分なスペース確保できること。

【利用料金】

- スクールバスを通学のために利用する場合は、無料とする。

◎スクールバスの走行ルート（案）について

- ・事務局が作成したスクールバスの走行ルート及び乗降場所の素案について、意見交換。
- ・改めて走行ルート及び乗降場所の整理を行い、継続して検討予定。

【主な意見】

- ・運行基準に基づき、全員がスクールバスに乗車する前提で、乗降場所を増やしたり、違うルートを考えたりすることはできないか。

《代表者会議での主な意見》

- ・スクールバスは購入するのか。
→（事務局）購入も含め、運行体制については検討中である。
- ・登下校以外の日中の利用は考えているのか。
→（事務局）プール等の授業への活用は検討していきたいと考えている。
- ・スクールバスの乗降場所は放課後児童クラブも関係してくるのではないかな。
→（事務局）学校再編後の合川、天名の放課後児童クラブについて、子ども政策課が意見聴取を行っている。放課後児童クラブの利用があれば、乗降場所は近くに設けたいと考えている。

（４）学校運営部会

第１回【令和６年５月１４日（火）】

◎「新たな小学校」における学校経営方針について

- ・各校の現状と課題をもとに、３校の学校経営方針をたたき台として、目指す子ども像等を共有しながら、「新たな小学校」の経営方針を検討。

◎特色ある取組について

【英語教育】

- ・合川小学校で培われてきた先進的な英語教育を取り入れる。
- ・日常的に英語に触れることができる環境づくり（日課表含む）の検討。

【地域学習】

- ・校区が広がるため、校外学習の際は、移動手段や安全面等の検討が必要。

《代表者会議での主な意見》

- ・「新たな小学校」の学校経営方針の検討の１つに経営方針とあるが何か。
→（事務局）現在運営している３校をいかにスムーズに新たな小学校へ繋げていくかという具体的な方針を検討している。

（５）跡施設利用検討部会

第１回【令和６年７月３日（水）】

◎跡施設利用について

- ・事務局にて前提整理を行い、全国における学校跡地の状況を確認。
- ・鈴鹿市における基本的な考え方及び合川小学校と天名小学校の学校施設の状況を確認。
- ・サウディング型市場調査（事前可能性調査）の進め方と他市町事例の確認。

《代表者会議での主な意見》

- ・体育館は避難所として指定されているが、体育館だけ残し校舎を取り壊す可能性はあるか。
- （事務局）校舎は原則取壊しとしていることから今後の検討次第では考えられる。

2 今後の会議開催予定

（１）総務部会

- ・第３回総務部会
日 時：令和６年９月３日（火）
場 所：合川小学校
内 容：「新たな小学校」の校名募集に係る内容の最終確認、校歌・校章の選定方法及び閉校式に関する内容を検討。

（２）ＰＴＡ部会

- ・第２回ＰＴＡ部会
日 時：令和６年９月５日（木）
場 所：郡山小学校
内 容：各校ＰＴＡからの意見を集約し、新ＰＴＡの組織体制等を検討。

（３）通学・安全部会

- ・第３回通学・安全部会
日 時：９月中に開催（調整中）
内 容：スクールバスの走行ルート及び乗降場所を検討。

（４）学校運営部会

- ・第２回学校運営部会
日 時：令和６年８月７日（水）
場 所：合川小学校
内 容：英語教育の成果と今後の取組、学校経営方針、学用品の取扱い及び卒業アルバム等に関する内容を検討。

（５）跡施設利用検討部会

- ・第２回跡施設利用検討部会
日 時：１０月中に開催（調整中）
内 容：前回会議内容を踏まえた進捗状況の報告、学校施設開放事業等に関する内容を検討。

令和8年度以降の休日の学校部活動の在り方について

1 中体連の動向

令和6年6月8日(土)
日本中学校体育連盟
令和9年度から全国中学校体育大会
-9競技廃止・他競技も規模縮小

教員負担軽減

2027年度以降の

全国中学校体育大会実施競技

継 続

◆陸上◆バスケットボール
◆サッカー◆バレーボール
◆軟式野球◆ソフトテニス
◆卓球◆バドミントン◆柔道
◆剣道◆ソフトボール(女子)

除 外

◆水泳◆ハンドボール
◆体操◆新体操
◆ソフトボール(男子)
◆相撲◆スケート
◆アイスホッケー
◆スキー(30年度以降)

9競技は全国大会廃止

中体連継続競技も規模縮小

2 本市の学校部活動(運動部)加入率

	①令和4年度	②令和5年度	③令和6年度	比(③-①)
生徒数	5,190人	5,157人	4,998人	▲192人
加入数	3,366人	3,251人	3,054人	▲312人
加入率	64.9%	63.0%	61.1%	▲3.8%

【学校部活動の現状】

①少子化の影響、任意加入制導入
⇒加入数及び加入率減少

②要望の多様化
⇒学校外活動参加率増加

③中途退部者
⇒時間制約、体力課題、人間関係

令和8年度以降の休日の学校部活動の在り方について

1 部活動地域移行の目的

多様な主体による活動場所の提供

地域の子どもは学校・家庭・地域で育てる

2 地域スポーツ・文化活動の効果

地域活性化、地域振興

子どもの居場所確保

異世代間交流

人間関係の親密化

4 新たな地域スポーツ・文化活動の創設に向けて

必要条件

運営主体

指導者

会場

移行可否

(例) ソフトテニス

運営主体	ソフトテニス連盟
指導者	連盟、企業
会場	公共施設、企業

3 モデル事業による検証

年度

種目

令和6年度
(7種目)
陸上競技、ハンドボール
剣道、合唱、卓球
バドミントン、ソフトボール

令和7年度
(5種目)
野球、バレーボール
吹奏楽、サッカー
バスケットボール

※ ソフトテニスは令和5年度から実施

5 令和8年10月

①休日の学校部活動の廃止

②新たな地域スポーツ・文化活動の開始
(移行可能種目)

令和6年度鈴鹿市立幼稚園の修了証書授与式
及び鈴鹿市立小中学校の卒業証書授与式について

1 幼稚園

(1) 修了証書授与式期日

令和7年3月24日（月）午前10時

(2) 会場

各幼稚園

2 小学校

(1) 卒業証書授与式期日

令和7年3月19日（水）午前10時

(2) 会場

各小学校

3 中学校

(1) 卒業証書授与式期日

令和7年3月6日（木）午前10時

(2) 会場

各中学校

4 備考

開式時刻につきましては、一部の幼稚園・小中学校で変更となる場合がございます。

鈴鹿市子ども条例（仮称）の制定について

子ども政策部 子ども政策課

1 目的

本条例は、子どもの健やかな育ちの推進に関し、基本理念を定め、子どもの大切な権利や、市、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設、事業者の役割を明らかにするとともに、施策を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定めることにより、子どもの権利が尊重され、全ての子どもが健やかに成長できるまちを実現することを目的とする。

2 背景

本市では平成 24 年に施行した鈴鹿市まちづくり基本条例に子どもの権利を明記し、鈴鹿市総合計画や鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画において、子どもの権利を尊重するための施策を積み重ね、具体的な取組を推進してきた。

そのような中、家族形態の多様化や地域とのつながりの希薄化等の影響により、子育て家庭の孤立が進み、子どもの居場所やヤングケアラーなどの新たな課題が生じ、また、先のコロナ禍においては、感染拡大防止の観点から日常生活を送る上で様々な制限が設けられ、家庭においては児童虐待や貧困といった問題も顕在化した。

子どもの権利に深く関わるこれらの課題の解決に当たっては、鈴鹿市における子どもの権利についての共通認識を明らかにし、子どもや子育て家庭への支援や子どもの権利保障に関する取組を、行政だけではなく地域社会全体で継続的に行っていく必要がある。条例の制定により、施策の方向性を明らかにし、その推進を普遍的なものとすることで、課題の解決を図る。

3 主な内容

- (1) 条例の目的
- (2) 定義
- (3) 基本理念
- (4) 子どもの大切な権利
- (5) 大人等の役割
- (6) 施策・取組
- (7) 計画・推進

4 施行期日

令和7年4月1日

5 今後のスケジュール

時 期	内 容
8月16日	市議会全員協議会
8月～9月	パブリックコメント実施
10月	行政経営会議（パブコメ結果協議）
10月～11月	条例案の作成
12月	条規審査会
令和7年1月	正副議長説明、議案提出
3月	議案の採決、公布
4月	施行

鈴鹿市子ども条例（仮称）骨子案

1 条例の目的

- ・子どもの健やかな育ちに関して、基本理念を定め、子どもの大切な権利や、市や保護者等の役割を明らかにすること。
- ・子どもに関する施策を継続的に推進するための基本的事項を定めること。
- ・子どもの権利が尊重され、子どもが健やかに成長できるまちを目指すこと。

2 定義

- ・子ども 18歳未満の者（18歳に達した後も引き続き子どもに関する施策の対象とする必要がある者を含む）
- ・保護者 親権を行う者、未成年後見人等の子どもを監護する者
- ・地域住民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者
- ・育ち学ぶ施設 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校
その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通所し、通学し、
又は入所する施設
- ・事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体

3 基本理念

- ・日本国憲法、児童の権利に関する条約、こども基本法等の理念に基づき、子どもを権利の主体として尊重すること。
- ・子どもの最善の利益を第一に考慮すること。
- ・子どもが主体的に社会に参加することのできる環境を整備すること。
- ・市や保護者等は、それぞれの役割を果たし、また、互いに連携・協力し合うことで、地域社会全体で子どもの健やかな育ちを支え合うこと。

4 子どもの大切な権利

- ・子どもは、児童の権利に関する条約が定める、生きる権利や成長する権利、暴力から守られる権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利、参加する権利など、子どもにとって大切な権利の保障を求めることができること。
- ・子どもは、自分にとって大切な権利の保障を求めることができることと同様に、他者の権利を尊重するよう努めること。

5 大人等の役割

(1) 市の役割

- ・子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進すること。
- ・施策の推進に当たっては、保護者等との協働に努め、国や県等と連携して取り組むこと。
- ・保護者等がその役割を果たすことができるよう必要な支援を行うこと。
- ・保護者等が相互に連携が図られるよう調整すること。

(2) 保護者の役割

- ・保護者は、子どもの養育及び発達について第一義的な責任があることを認識すること。
- ・子どもが自分を大切にできる気持ちを育み、豊かな人間性や社会性、基本的な生活習慣等を習得することができるよう努めること。
- ・周囲に必要な協力を求めながら、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりに努めること。

(3) 地域住民の役割

- ・社会全体で子育てをするという意識を持ち、交流や見守り活動等により、安全で安心して子どもが生活し、保護者や家庭が子育てをすることができる環境づくりに努めること。
- ・地域が子どもの豊かな人間性及び社会性を育む場であることを認識し、地域の取組において、多様な世代や子ども同士の交流等の機会の提供に努めること。

(4) 育ち学ぶ施設の役割

- ・子どもの年齢及び心身の発達に応じて、子どもが主体的に考え、学び、行動する力を身に付けることができるよう支えること。
- ・子どもが自分と他人が持つ権利を理解し、尊重し、守ることを身に付けられるように支援すること。
- ・施設における子どもの安全を確保し、子どもが安心して過ごすことができる場となるよう、必要な支援を行うこと。

(5) 事業者の役割

- ・保護者が安心して仕事と子育てを両立できる職場環境づくりに努めること。
- ・地域社会の一員として、子どもの健やかな成長のための取組に協力するよう努めること。

6 施策・取組

(1) 子どもの意見表明及び参加の促進

- ・子どもの主体的な活動の支援に努めること。
- ・子どもが社会の一員として意見表明や参加する機会の設置に努めること。

(2) 子育て家庭への支援

- ・子育て家庭に対する妊娠期からの切れ目のない継続した支援を行い、保護者が安心して子育てをすることができる環境づくりに努めること。
- ・特別な支援が必要な家庭に対する、その状況に応じた適切な支援を行うよう努めること。

(3) 子どもの状況に応じた支援

- ・子どもに対する差別、虐待、いじめ、体罰や、不登校、ひきこもり、経済的困難等の未然防止や早期発見に努めること。
- ・個別に支援が必要であると考えられる子どもへの適切な支援を行うこと。

(4) 子どもの居場所づくり

- ・子どもが自分らしく遊び、休息し、集い、安心して過ごすことができる子どもの居場所づくりに努めること。

(5) 安全、安心な環境の整備等

- ・子どもを犯罪、事故、災害の被害その他子どもを取り巻く有害及び危険な環境から守る取組の推進により、子どもが安全で安心して暮らすことができる環境づくりに努めること。

(6) 相談体制の充実

- ・子どもからの相談、子どもについての相談に対し、関係機関と連携し、速やかな対応に努めること。
- ・相談窓口の周知に努めること。

7 計画・推進

(1) 計画の策定等

- ・子どもに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を定めること。
- ・子どもに関する施策の実施状況について、鈴鹿市子ども・子育て会議において定期的な検証を行うこと。

(2) 広報及び啓発

- ・条例の内容について市民の理解を深めるよう、広報及び啓発に努めること。